

第1回 国分寺市障害者施策推進協議会 会議録

○日 時 平成28年8月18日（水）午後6時30分から8時30分

○会 場 国分寺市役所第1庁舎3階 第1・2委員会室

【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長）	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授（識見を有する者）
藤田 典男（副会長）	国分寺市障害者就労支援センター （障害者等の就労支援を行う関係機関の代表者）
柴田 洋弥	国分寺障害者団体連絡協議会（市内の障害者団体の代表者）
福島 英明	公募委員（市内に住む障害者及び障害児の家族）
土屋 由美	公募委員（市内に住む障害者及び障害児の家族）
阿部 由美	地域活動支援センターつばさ （市内の地域活動支援センターの代表者）
中西 紀子	第二東京弁護士会（識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

【当日欠席委員】

笹本 秋夫	東京都立小平特別支援学校（特別支援学校の教員）
中村 朋子	国分寺市民生委員・児童委員協議会（民生委員の代表者）

【アドバイザー】

奥澤 拓史	社会福祉法人はらからの家福祉会
-------	-----------------

【事務局】

副市長	（橋本）
福祉保健部長	（一ノ瀬）
福祉保健部	障害福祉課長（廣瀬）
福祉保健部	障害福祉課生活支援係長（大平）
福祉保健部	障害者福祉課計画係長（木田）
福祉保健部	障害福祉課相談支援係長（石丸）
福祉保健部	障害福祉課障害者支援担当係長（桑野）
福祉保健部	障害福祉課計画係（京極）

【次第】

- 1 委嘱式
 - 1) 委嘱状交付
 - 2) 副市長挨拶
- 2 開会
 - 1) 委員紹介
 - 2) 事務局紹介
 - 3) 国分寺市障害者施策推進協議会について
 - 4) 会長・副会長の選出
 - 5) 諮問書の交付
- 3 審議事項
 - 1) 国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画の位置づけと評価について
 - 2) 諮問事項の説明及び審議
- 4 報告事項
 - 1) 計画相談支援等の実施状況について
- 5 平成28年度の開催スケジュールについて
- 6 その他
- 7 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

- 資料1 国分寺市障害者施策推進協議会設置条例
- 資料2 第1期 国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿
- 資料3 平成27年度国分寺市における計画相談支援等の実施状況について

◆当日配付

※席次表

- 資料4 国分寺市障害者計画実施計画の実施状況について（平成27年度）
- 資料5 国分寺市障害福祉計画の実施状況について（平成27年度）
- 資料6 答申書（平成28年2月3日 答申第1号）
- 資料7 平成28年度国分寺市障害者施策推進協議会開催予定

冊子

- 国分寺市障害者計画（第3次）・第4期国分寺市障害福祉計画（平成27年度～平成32年度）
- 国分寺市障害者計画（第3次）実施計画（平成27年度～平成29年度）

【1.委嘱式】

【（１）委嘱状交付】

事務局：それでは、定刻となりましたので、これより平成 28 年度第 1 回国分寺市障害者施策推進協議会を開会いたします。進行を務めさせていただき、私、障害福祉課長の廣瀬と申します。よろしくお願いいたします。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第の 1，委嘱式でございます。委員の皆様方に、これより委嘱状を交付いたしますので、委員の皆様方はその場でご起立をお願いいたします。

事務局：委嘱状のほうをお渡しさせていただきます。委嘱状辞令第 997 号、柴田洋弥様。国分寺市障害者施策推進協議会委員を委嘱します。

平成 28 年 7 月 1 日、国分寺市長、井澤邦夫。よろしくお願いいたします。

委嘱状辞令第 998 号、福島英明様。国分寺市障害者施策推進協議会委員を委嘱します。

平成 28 年 7 月 1 日、国分寺市長、井澤邦夫。よろしくお願いいたします。

委嘱状辞令第 999 号、土屋由美様。国分寺市障害者施策推進協議会委員を委嘱します。

平成 28 年 7 月 1 日、国分寺市長、井澤邦夫。よろしくお願いいたします。

委嘱状辞令第 1000 号、藤田典男様。国分寺市障害者施策推進協議会委員を委嘱します。

平成 28 年 7 月 1 日、国分寺市長、井澤邦夫。よろしくお願いいたします。

委嘱状辞令第 1001 号、阿部由美様。国分寺市障害者施策推進協議会委員を委嘱します。

平成 28 年 7 月 1 日、国分寺市長、井澤邦夫。よろしくお願いいたします。

委嘱状辞令第 1004 号、大塚晃様。国分寺市障害者施策推進協議会委員を委嘱します。平成 28 年 7 月 1 日、国分寺市長、井澤邦夫。よろしくお願いいたします。

委嘱状辞令第 1005 号、中西紀子様。国分寺市障害者施策推進協議会委員を委嘱します。

平成 28 年 7 月 1 日、国分寺市長、井澤邦夫。よろしくお願いいたします。

【（２）副市長挨拶】

事務局：続きまして、2 番にいきます。副市長のご挨拶でございます。市長の井澤は、本日、公務がございますため、副市長の橋本よりご挨拶申し上げます。

事務局：皆さん、改めまして、こんばんは。本日はお忙しいところ、また、きょうは大雨警報が出ているという状況なのですが、そのような中、ご出席いただいてありがとうございます。また、このたびは本協議会委員をお引き受けいただきまして、この点についても厚く御礼を申し上げます。

今、司会のほうからのご説明いたしましたが、本来であれば市長の井澤が出席してご挨拶するところでございますが、他の公務と重なったため出席できませんので、私から一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

この間、障害者の方々を取り巻く環境は大きく変化をしております。国においては、本年 4 月に障害者差別解消法、あるいは、改正障害者雇用促進法が施行されるなど、障害を持つ方々の環境は大きく変化をしております。

しかしながら、一方では、障害を持つの方々に対するケアというか、課題が複雑化、多様化しております。法整備が進む現在においても、課題解決が困難なケースが数多くあるという状況であります。ケースワークをしているわけですが、なかなか難しい困難事例

があるというのが実態でございます。

市では、そういう状況に的確に対応して、障害者福祉の施策を総合的かつ計画的に推進をするために、本協議会を設置いたしました。委員の皆様のご意見を聞きながら、障害者福祉を推進していきたいと思っております。

障害者福祉計画の位置づけられた施策の進捗管理、自主的評価等について、委員の皆様に関連な意見をお願いしたいと思っております。

本市の障害者計画、昨年つくりましたが、その基本理念は、「障害のある人もない人も、共に住み続けたいまち、ふるさと国分寺」です。

この基本理念を実現するために、国分寺の福祉をさらに前に前に進めていきたいと思っております。そのためには、本日出席の委員の皆様にご意見を賜りたいと思っております。

どうか皆さん、よろしくお願いをいたします。

事務局：以上をもちまして、委嘱式を終了いたします。

【会議の成立】

事務局：事務局です。会議の成立の確認をさせていただきます。障害福祉課計画係、木田と申します。よろしくお願いをいたします。国分寺市障害者施策推進協議会設置条例の第6条の規定によりまして、会議については委員の過半数の出席をもって決するということになってございます。

本日の出席は7名の委員にご出席いただいております。過半数に達しておりますので、定足数を満たしており、会議は成立しております。以上でございます。

【開会】

【（1）委員紹介】

事務局：続きまして、（1）の委員紹介に移ります。席順に、順番に自己紹介のほうをお願いいたします。本条例の第7条の規定により、ご出席いただいております奥澤アドバイザーにつきましても、一番最後に簡単にご挨拶を頂戴したいと思います。

では、柴田委員から、よろしくお願いをいたします。

柴田委員：柴田と申します。国分寺市手をつなぐ親の会の理事長を本年度より務めております。

どうぞよろしくお願いをいたします。

福島委員：福島と申します。私も体験とか経験を通して何か貢献できればと思っております。

よろしくお願いをいたします。

土屋委員：障害者の家族代表です。土屋といいます。よろしくお願いをいたします。

藤田委員：こんばんは。現在、国分寺市障害者就労支援センターで仕事をしております。所属は社会福祉法人けやきの杜です。よろしくお願いをいたします。

阿部委員：国分寺市障害者センターの中にあります地域活動支援センターつばさというところで、障害のある方の相談とかプログラムの運営をしております。よろしくお願いをいたします。

大塚委員：上智大学の塚と申します。よろしくお願いをいたします。

中西委員：弁護士会多摩支部より派遣されております弁護士中西と申します。よろしくお願いを

いたします。

奥澤アドバイザー：座ったまま失礼します。アドバイザーをやらせていただきます、はらからの家福祉会、地域生活支援センタープラッツ、奥澤と申します。よろしくお願いいたします。

【（２）事務局紹介】

事務局：続きまして、（２）事務局の紹介になります。

福祉保健部長、一ノ瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

障害福祉課長に就任いたしました廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。

障害福祉課計画係長、木田と申します。よろしくお願いいたします。

障害福祉課生活支援係長、大平と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

障害福祉課相談支援係長の石丸と申します。よろしくお願いいたします。

障害福祉課障害者支援担当係長の桑野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

障害福祉課計画係の京極と申します。よろしくお願いいたします。

【（３）国分寺市障害者施策推進協議会について】

事務局：続きまして、次第の２の（３）に移ります。国分寺市障害者施策推進協議会について、ご説明いたします。

事務局：国分寺市障害者施策推進協議会についてご説明申し上げます。事前に配付させていただいた資料１をごらんいただけますでしょうか。もしお忘れの方がいらっしゃいましたら、挙手いただければお渡しいたします。

資料１が、本協議会の条例になります。本協議会につきましては、障害者基本法第３６条の４におきまして、市町村は条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができるという旨の規定がございます。この規定に基づきまして、今年の７月１日より設置されたのが障害者施策推進協議会でございます。

この協議会の処理する事務といたしますのは、資料１、条例の第２条のところになります。簡単に申し上げますと、障害者計画の策定に当たって協議会として意見を述べるということと、あとは、障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。それから、施策の推進について必要な関係機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

最後に、その他施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。以上が、この協議会の処理する事務ということになってございます。

それから、本協議会につきましては、地方自治法第１３８条の４第３項による市長の附属機関という位置づけでございます。本協議会の委員定数につきましては、条例第３条の規定により９人以内ということで構成されております。

会議開催に必要な委員定数は、先ほど確認させていただきましたが、条例第６条第３項の規定によりまして、委員の過半数が必要となってございます。委員の任期につきましては、条例の第４条により３年間になってございます。

今年度の会議開催につきましては、最後のところでもご説明をさせていただきますが、

本日を含めて全3回を予定してございます。

以上、簡単ではございますが、障害者施策推進協議会についてご説明させていただきました。

事務局：説明が終わりました。質問はございますでしょうか。冒頭申しおりましたが、マイクの使い方は、「トーク」というボタンをしゃべる前に押していただいて、お話ししていただいた後に、この「トーク」というボタンをもう一度押して、マイクのほうを消していただきたいと思います。質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【（４）会長・副会長の選出】

事務局：それでは、続きまして、次第の2の（４）に移ってまいります。会長及び副会長の選出になります。条例の第5条第1項の規定によりまして、協議会に会長及び副会長を置いて、委員の互選によってこれを定めるという旨の規定がございます。どなたかご推薦等がございますでしょうか。

柴田委員：それでは、会長に大塚先生をお願いできたらと思います。大塚先生は、上智大学の教授でもあり、また、国分寺市障害者自立支援協議会の前会長も務められ、広い識見をお持ちでありますので、ぜひともお願いしたいと思います。

それから、副会長は、国分寺市障害者就労支援センターの藤田さんをお願いできればと思います。藤田さんも非常に幅広い識見をお持ちの方でありますので、ぜひともお願いしたいと思います。

事務局：ただいま柴田委員より会長に大塚委員、副会長に藤田委員ということでご推薦がございました。皆さん、ご承認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会長は大塚委員、副会長には藤田委員が決定いたしました。会長席、副会長席のほうへご移動ください。

それでは、改めまして会長、副会長のほうから一言ずつ、今後の抱負などを聞かせていただきたいと思いますので、ご挨拶を頂戴いただきたいと思います。

大塚会長：会長に推薦いただきました大塚と申します。自立支援協議会からの継続の事柄だというふうに思っていると同時に、継続なのですけれども、今回は国分寺市の障害者施策推進協議会というものが新たに立ち上がったということでもあります。また自立支援協議会とともに、両輪のごとく国分寺市の障害のさまざまな施策について考えていって、皆さんのご協力のもとに推進していきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

藤田副会長：こんばんは。柴田委員から推薦をいただきまして、重く責任を感じているところなのですけれども、今、大塚会長から自立支援協議会からかかわらせていただいて、そのときあまり力になれなかったという感想と、今回、受けるに当たって責任を感じていますので、何とか力になればいいなと感じているところです。力の足りないところがあると思いますけれども、皆様と一緒にやっていきたいと思います。よろしく願いします。

【（５）諮問書の交付】

事務局：ありがとうございました。続きまして、次第2の（５）、諮問書の交付に移ってまいり

ます。大塚会長，大変恐縮でございますが，ご起立をお願いいたします。

事務局：諮問第1号，平成28年8月18日，国分寺市障害者施策推進協議会会長殿，国分寺市長，井澤邦夫。

諮問書，国分寺市障害者施策推進協議会設置条例，平成28年条例第17号，第2条所掌の規定に基づき，下記の事項について諮問します。

記，1，国分寺市障害者計画及び国分寺障害者福祉計画の進行管理，評価等に関すること。よろしくをお願いいたします。

事務局：諮問書の交付が終了いたしました。他の委員の皆様にもこれから写しをお配りさせていただきますので，ご覧いただきたいと思ひます。

なお，副市長の橋本につきましては，これから他の公務がございますので，ここで退席をさせていただきます。

事務局：皆さん，よろしくをお願いいたします。

(副市長 退室)

【資料確認】

事務局：それでは，次の次第の3の審議事項から，大塚会長のほうに進行をお願いしたいと思いますけれども，まず，事務局のほうから本日の会議資料のご確認をさせていただきます。

事務局：事務局の京極です。資料の確認をさせていただきます。まず，本日お配りいたしました次第の裏面にごございます資料の一覧をご覧いただきますようお願いいたします。資料一覧にごございます番号の順に確認をいたします。

まず，事前配付の資料でございます。

- ・資料1「国分寺市障害者施策推進協議会設置条例」
- ・資料2「第1期国分寺障害者施策推進協議会委員名簿」
- ・資料3「平成27年度国分寺市における計画相談支援等の実施状況について」

以上が事前に配付をいたしました資料でございます。

続きまして，本日お配りいたしました資料でございます。

- ・資料4「国分寺市障害者計画実施計画の実施状況について（平成27年度）」
- ・資料5「国分寺市障害福祉計画の実施状況について（平成27年度）」
- ・資料6「答申書（平成28年2月3日答申第1号）」
- ・資料7「平成28年度国分寺市障害者施策推進協議会開催予定」

以上でございます。

また，冊子といたしまして，

- ・「国分寺市障害者計画（第3次）・第4期国分寺市障害福祉課計画（平成27年度～平成32年度）」
- ・「国分寺市障害者計画（第3次）実施計画（平成27年度～平成29年度）」

お配りしました資料は以上でございます。不足や落丁等がございますでしょうか。

以上でございます。

事務局：資料の確認が終わりました。それでは，大塚会長，よろしくをお願いいたします。

【3.審議事項】

【（１）国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画の位置づけと評価について】

大塚会長：それでは、次第に沿って、まず、審議事項というところでございますが、（１）国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画の位置づけと評価について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは、まず最初に両計画の位置づけにつきまして、簡単に説明させていただいた後、次の（２）のところの諮問事項の説明及び審議につきましては、各担当のほうから配付資料を使って説明させていただきます。

まず、この障害者施策推進協議会設置条例の第2条の所掌事項に、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を処理し、及びその施策の実施状況を監視することと規定されておりまして、当該規定に基づきまして、国分寺市障害者計画及び国分寺市障害福祉計画の進行管理、評価等に関することについて諮問させていただきまして、資料にお示しした各計画の施策等の実施状況を踏まえながら、進捗確認を行っていただき、その後に、本協議会から答申を頂戴するという流れになります。

お手元の資料に、「国分寺市障害者計画（第3次）・第4期国分寺市障害福祉計画書」の冊子があると思いますけれども、こちらの4ページの上段の「2 計画の性格」についてご覧いただきたいと思います。

まず、この障害者計画なのですけれども、障害者計画というのは障害者基本法という法律の第11条第3項に基づきまして、市町村は当該地域における障害者の状況等を踏まえて、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないといった旨の規定が置かれております。本市におきましては、6年間の計画期間として、平成27年度当初に第3次の改定新計画がスタートしております。

一方、障害福祉計画のほうでございますけれども、こちらは法律が違いまして、障害者総合支援法、こちらの第88条第1項、これにおきまして、区市町村は国の基本方針に即して障害福祉サービスの提供体制の確保、その他、本法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとするといった規定が置かれておりまして、3年間の計画期間として、やはり平成27年度当初に第4期の新計画がスタートをしております。

この2本の計画の違いなのですけれども、ともに根拠法がもちろん異なるのですけれども、障害者計画にあっては、保健だとか医療とか福祉、権利擁護、雇用、防災といった幅広い施策を位置づけているものでございまして、一方、障害福祉計画にあっては、障害者総合支援法に規定している個別の障害福祉サービスだとか、あとは相談支援の内容の各年度の必要量の見込みの確保。こういったものの方策について位置づけるものということになっております。

この2本の計画は一体的なものということでありますので、2本セットで各施策の実施状況を踏まえた進捗管理を行っていききたいということでございます。

今回お願いいたしますのは、これらの計画のうち、平成27年度の実績で計画の初年度ということになります。進め方といたしましては、本日、この第1回会議では、この後、各担当のほうから平成27年度の実績について説明をさせていただいて、障害者計画の実

施計画は、本市におけるさまざまな施策が位置づけられておりますために、施策数は全部で186事業あるのですね。このために、7つの重点目標から、おのおのピックアップしながら説明させていただくと。その後にご質問、ご意見等いただきながら、審議をいただきたいと思っております。

今年度の年間の会議開催回数なのですけれども、本日を含めまして、全3回を予定しております。次回は12月20日火曜日に開催を予定しております。この第2回の会議におきまして、事務局から答申案のほうを示すことができるように進めていきたいと考えております。

第3回目につきましては、おおよそ1月の下旬から2月の上旬あたりの開催を予定しております。その日に協議会から市に対しての答申を行うといったようなスケジュールになると思います。

本日の資料の6が、平成27年度の障害者計画の進捗管理等の答申書の写しでございます。従前までは、細かく基本目標別に記載をしておりましたが、今年度につきましては、2本の計画に関する答申内容ということになりますので、従前のスタイルを改めまして、総括的なつくりにしてまとめていきたいということも考えてございます。

以上をもちまして、これらを踏まえてご審議をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【(2) 諮問事項の説明及び審議】

大塚会長：次は、細かいところをお願いします。

事務局：では、私のほうから資料の説明をさせていただきます。お配りした資料の4、「国分寺市障害者計画実施計画の実施状況について」という資料をご覧くださいでしょうか。

こちらの資料4の2ページ目に国分寺市の障害者計画の施策の体系図という形で載せていただいております。当市の障害者計画の基本理念というのが頭のところに書いてあります。「障害のある人もない人も、共に住み続けたいまち、ふるさと国分寺」、こちらが当市の障害者計画の基本理念になってございます。その基本理念にぶら下がるような形で、5つの基本目標というものが設定されてございます。その表の左側ですけれども、1つ目が、自分らしい暮らしへの支援体制づくり。2つ目が、自分らしい社会参加や学びへの支援。3つ目、自分らしい働きかたへの支援。4つ目、共に生きる地域社会づくり。5つ目、自立を支援する人づくりという5つの基本目標を設定させていただいて、また、その基本目標に対して、それぞれ分野と施策の方向というものがぶら下がっているというつくりになってございます。それぞれの施策の方向性に対して、実際に具体的な事業がそこにさらにぶら下がってくるというような仕組みになってございます。

お手元にお配りをした青色の冊子が国分寺市の障害者計画、障害福祉計画というものでございまして、それが合わさったものになってございます。それから、もう1冊つけさせていただいた、これはコピーした紙になりますけれども、「国分寺市障害者計画（第3次）実施計画」というモノクロの冊子がございます。実施計画というのは、このモノクロの冊子のほうでございまして、こちらを開いていただくと、6ページ以降に具体的な事業、この計画に基づいて、では、市はどういう事業をやっていくのですかというものを計画上に

示したものが載っています。これが通番1から186までであると。これが実施計画に位置づけられた国分寺市が推進していくべき事業ということに位置づけられております。

これからご報告させていただくのは、この1から186まで、いろいろなジャンルにまたがって掲載された実施計画のこの各事業が平成27年度どういった実績だったのかということ、これから私のほうからご報告を。少々事業数が多くなってございますので、部分、部分かいつまみながら説明させていただくということになります。

それでは、資料4のほうに戻っていただきましてご説明をさせていただきますと、今回のその実施計画自体が、設定期間が平成27年度から平成29年度までと3年間になってございまして、目標というのは、それぞれ平成29年度の目標という形で設定させていただいております。ですので、平成27年度、まだ初年度が経過したばかりでございます。資料4の3ページ目をごらんいただくと、各事業の状況をざっとまとめたものになっています。

これは、市の福祉関係の各計画が幾つかございまして、そのあたりと表現をそろえるような形で資料をつくらせていただいているのですが、初年度ということで、目標どおり進行しているというものと、やや取組がおくれている、大幅に取組がおくれているというような、3つの形に分類をさせていただいております。ここにも備考欄である程度、その内容は書かせていただいておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

それから、4ページにおいてもやや取組がおくれている事業という形で、具体的にどれなのかというのが一覧できるような形にして表現させていただいております。

初年度ですので、取組がおくれているというふうになっていない、予定どおり進行しているというものについても含めて、5ページ以降ごらんいただきながら、ピックアップしてご説明させていただきます。申しおくれましたけれども、実施計画の事業自体が、重点事業という形でこれをくくらせていただいている、重点事業の1から7というくくりでそれぞれくくりをつくってございますので、重点事業1から順番にピックアップしてご説明させていただきますと思います。

まずは5ページの重点事業1というところの「障害に対する理解や配慮の促進」というようなところなのですが、表の見方を順番に説明させていただくと、頭に重点事業と名前が書いてありまして、表の枠組みがあって、(1)「心のバリアフリーの推進」と書いてあるところが、それぞれの施策の方向性を示す表現になってございます。その下に、各事業が並んでいると。事業名が一番左にありまして、その右側に、その事業がどういう内容の事業なのかというのが簡単に記載されております。

その次が実績値というような形で、これが平成27年度、その事業がどういう実施状況だったのかというのを端的にあらわす表現になっております。その隣が目標値ということで、当初の目標として定められたものが何なのかというものが載っています。目標と実績を比べてみて、その事業の進捗状況がどういう形なのかというのが、進捗状況という欄に記載されてございます。その右側に、平成27年度の所管課が表現されているという表になっております。

それでは、事業の説明のほうに戻らせていただきまして、事業番号の3、「啓発パンフレット等の作成・活用」というところですが、こちらについては、障害者福祉を進める会と

連携をして、障害者の作品を題材にしたカレンダーを作成するような取組を行ったというところがございます。

それから、事業番号の7をごらんいただくと、「市民福祉講座」という事業ですけれども、目標が年2回のところを年4回実施ということになっております。ほかの事業も含めまして、今後もこのあたりについては、地道な継続した取組が重要になってくるところかなと考えてございます。

ページをめくっていただいて、施策の方向性を示した(2)「権利擁護の推進」というようなところですけれども、ここでは、例えば、事業番号15番、「権利擁護センター事業、成年後見活用、安心生活創造事業」という事業がございますけれども、このあたりについては、平成27年度につきましては精神障害65件、相談実績がありますよという形になってございます。今後も障害者の高齢化が進んでいくということを踏まえると、このあたりの事業については、もう自然と徐々に増加していく事業になるのかなと思ってございます。

それから、事業番号の16番。施策の方向性でいうと、(3)の「情報提供体制の充実」というところの16番、「障害者のしおりの作成」というところですが、この事業については、以前の自立支援協議会の中でもご報告をさせていただいたりしておりますけれども、平成28年度、少し大きな改訂の作業に入っております。原稿も現在、作成作業中というようなところです。何とか見やすい、利用しやすいものになるように進めていきたいと考えてございます。

続いて、(4)番、7ページでございます。(4)の「ユニバーサルデザインの推進」というところですが、事業番号27、「公園のバリアフリー化の推進」、こちらについてはやや取組がおくれているというような表現にさせていただきました。総整備箇所数が52カ所ということになってございますが、目標が60カ所。ただ、実態としまして、平成27年度は実施整備箇所がなかったというようなところもございますので、このあたりについては、公園全体の老朽化が少し進んでいるというようなところで、それらの修繕のほうを先に優先してやっているというようなところも少し影響しているということでございました。そういったこともあって、平成27年度は実施なしというようなところがございます。

次のページに行ってくださいまして、重点事業の「相談支援体制の充実」というところでございます。まず、(1)番、「相談支援体制の充実」というところでございますけれども、その中の事業番号32番、相談支援機能強化というところにつきましては、平成27年度の体制としては、社会福祉士2名、保健師1名というのは実績で挙げさせていただいております。少し補足をさせていただくと、平成28年度から、市の機構改革というものがございましたので、精神保健の部門についても、障害福祉課のほうに統合されておりますという形で、障害の部分に関しては、相談窓口の体制が徐々に整ってきていると考えてございます。

それから、施策の方向性の(2)番、「関係機関のネットワークの充実」というところ、9ページの事業番号41番、「自立支援協議会の運営」というところですが、これは、今回お集まりいただいた施策推進協議会の、前に同じような合議体の組織ということでや

っていた自立支援協議会、昨年度は年4回実施となりました。今年度からにつきましては、今お越しいただいている施策推進協議会と、それから、今後、設置する予定になってございます地域自立支援協議会という2つの協議会の体制に再編成をしているところでございます。よりよい形で今後も進めていけるように取り組んでいきたいと考えてございます。

(3) 番の「サービスの質の向上」というところでございます。10 ページになります。事業番号 50 番、「サービス提供事業所等への指導検査体制の整備」という事業でございますが、こちらについてはやや取組がおくれているという形にさせていただいております。実施に至るまでの組織体制の整備等、まだまだ課題が多いという状況になってございますので、やや取組がおくれているというような表現にさせていただいております。

続きまして、11 ページの重点事業3、「ライフステージを通じた視点の仕組みづくり」というところの(2) 番です。「障害のある人の健康の維持・増進」というところでございますが、事業番号の 58 番、「特定健康診査・30 代健康診査・後期高齢者医療健康診査」というような事業ですが、目標が、特定健康診査受診率 60%というものに対して、実績は 41.33%となっております。市報での周知ですとか、未受診者へのはがきでの勧奨などは行っているところなのですが、目標に対してはなかなか低い数値にとどまっているかなというところ です。

それから、12 ページに進んでいただいて、(3)「経済的支援の充実」というところで すけれども、こちらはその手当ですとか、医療費助成といったような事業を並べさせていただいております。こちらについては、規則にのっとって適正に支給されている状況と考 えてございます。

続きまして、15 ページになります。(4)「生涯学習・スポーツの推進」というところ ですけども、事業番号 98 番の「対面朗読」。こちらについては、やや取組がおくれている という表現にさせていただきました。対面朗読については、実施がなかったということ なんですけれども、その次の事業、99 番の事業、「声の図書収集・作成・貸出」という 事業がござい ます。こちらについては、目標が 300 タイトルに対して、貸出が 657 タイトル という形で、目標を上回っているようなことになっております。このあたりについては、やはり視覚障害の方が直接、図書館へ出向いて、その職員に朗読をお願いするという ことよりも、郵送での貸出、電子などの機器を利用して、音声で情報を得るというような 形で、時代の流れが変わってきているのかなというところもあって、このような結果、実 績になっていると考えてございます。

続いて、16 ページの(6) 番、「地域生活の安心・安全の確保」というようなところの、 17 ページの事業ですね。事業番号 111 番、「防災まちづくり推進地区事業、市民防災推 進委員会事業」という事業ですけども、目標が新規推進地区 1 位に対しまして、平成 27 年度に新規 1 地区が追加となって合計 13 地区という実績になってございます。今年度、 平成 28 年度につきましても、さらに 1 地区、指定がどうも見込まれているというところ のようですので、この分野に関しては、その他の事業も含めまして、順調に実施が図られ ていると考えております。

続きまして、18 ページ、「移動支援の充実」というようなところですけども、このあ たりは事業番号 119 番、「自動車改造費の助成」ですとか、事業番号 120 番、「自動車運

転教習費用の補助」というようなところです。このあたり、なかなか平成 25 年度、26 年度のあたりで実績がない事業だったのですけれども、平成 27 年度は各 1 件ずつ、助成の実績が出ております。こういった事業に関しても、引き続き申請に応じて事業を実施していくべきものと考えてございます。

続きまして、19 ページ、重点事業の 4 番に入ります。「障害児支援発達支援に向けた取組の充実」という重点事業になります。この中の（1）番、「障害の早期発見・早期支援」というところですが、事業番号 121 番、「乳幼児・妊産婦健康診査、歯科検診」、このあたりですとか、事業番号 125 番、「訪問指導事業」。これらの事業については、目標値がかなり高い設定になってございますので、目標の達成というのが実態としてはちょっと難しいところなのかなと考えておりますけれども、取組としては、目標に向けて継続した取組が重要になると考えてございます。

それから、続きまして、少し飛んで 21 ページ、重点事業 5 番に入らせていただきます。「障害のある人の就労の場の拡大に向けた取組の推進」という重点事業でございます。こちらについては、事業番号 134 番にあります「障害者就労支援センターの事業」といったあたりを中心として、施策の方向、（2）番、「福祉的就労の充実」というところがございまして、そのあたりの事業番号 136 から 143 番ぐらいまでの事業。これらは障害者優先調達の考え方にとって実施していく事業でございますけれども、これら就労支援の取組に関しましては、継続して実施を続けているというところでございます。今後とも充実を図っていく事業であろうと考えてございます。

続きまして、23 ページをご覧くださいと、重点事業の 6 番、「保健・医療・福祉の連携の推進」というところで、少し説明がおそくなりましたけれども、事業番号が書いてあって、その下に括弧でもう 1 つ番号が書いてあるものに関しては、既に前の番号で出てきている、二重で同じ事業、施策の方向ごとに取りまとめているので、どちらにも重なってくるような事業というのが幾つもございまして、そのあたりについては、括弧書きで記載させていただいておりますので、もう既に出てきた事業というようにございまして、ここについては割愛をさせていただきたいと思っております。

重点事業 6 はそういった事業がほとんどになりますので割愛させていただいて、26 ページ。事業番号 175 番、「日中活動系サービス第三者評価受審支援事業」ですとか、事業番号 184 番、「日中活動系サービス推進事業」といった事業がございまして。このあたりは、人材、サービスの質を担保する取組として第三者評価の受審促進というのを実施してございます。184 番の事業は、その第三者評価を事業所が受けていることで、日中活動系サービス推進事業という補助事業になるのですが、リンクをさせるような形になっておりまして、第三者評価を受けている事業所には、基本的な単価が高くなったりというようなところで、取組の実効性が高まるような仕組みになっている事業でございます。その他の事業の、重点事業 7 の「サービス人材等の確保」については、その他の事業についても継続した実施が重要と考えているところでございます。

簡単ではございますけれども、以上が国分寺市障害者計画実施計画の実施状況について、各課から上がってきた平成 27 年度実績になります。

私からの、資料 4 番の説明については以上となります。

事務局：引き続きまして、平成 27 年度における第 4 期国分寺市障害福祉計画の実施状況につきまして、桑野よりご報告をさせていただきます。

まず、実績の説明に入る前に、国分寺市障害福祉計画の概要につきまして、補足で説明させていただきます。計画の性格につきましては、先ほど課長から説明させていただいたとおり、障害者計画とは目的は明確に区分しつつも、一体的に策定したものであり、総合支援法に基づく障害福祉サービス等の各論に関する実施計画としての位置づけということになります。

青色の計画の冊子、40 ページから 60 ページが障害福祉計画になっております。59 ページから 60 ページをごらんください。こちらに障害福祉計画の成果目標が載っております。これは、障害者等の自立支援の観点から国の基本方針に基づきまして、市の実情を踏まえて、また、東京都の基本的な考え方との整合性も図りながら、地域移行や就労支援といった重要課題に対応するため、3 点の成果目標を設定しております。

40 ページをごらんください。こちらが計画の進行管理の考え方になります。PDCA サイクルの導入をしております。策定いたしました計画の内容を踏まえまして、事業の実施を行いまして、設定した成果目標ですとか、サービスの必要な見込み量につきまして、年度ごとに実績を把握いたしまして、施策の動向を踏まえながら、中間評価として分析、評価を行っていきます。中間評価の際には、本協議会に報告いたしまして、意見をいただきながら、必要に応じて改善を図っていくというような流れになります。3 か年度の計画ですので、最終年度に 3 年間の総括をして、次期の計画に反映をさせていくというような流れになります。

それでは、配付資料 5 をごらんください。2 ページ目が障害福祉サービスの見込み量の達成状況になります。3 ページ目が、地域生活支援事業の実施状況についてになります。最後の 4 ページ目が、障害福祉計画における成果目標の進行状況となります。

それでは、まず 2 ページの障害福祉サービスの見込み量の達成状況について報告をさせていただきます。障害福祉サービスの全体の動向についてでございますが、利用者ベースでいきますと、年の伸び率としては、平均で 5 % となっております。カテゴリーごとに見ていきますと、訪問系のサービスですが、居宅介護につきましては見込み量を下回っておりますが、昨年度と比較しますと、サービス量、利用者数ともに横ばいでした。

重度訪問介護につきましては、新規と 65 歳到達時の介護保険サービスとのサービス調整の結果、上乗せで重度訪問介護を利用するケースが増えたため、利用者数、サービス量がふえている状況でございます。

また、同行援護につきましては、高齢化ですとか、病気の悪化等によりまして利用を休止されている方がいたため、利用者数が減っております。ただし、コンスタントに利用されている方もいまして、サービス量としては微増となっております。

それから、行動援護につきましては、相談支援専門員が調整に入った結果、事業所が見つかりまして、利用に結びついたケースがございまして、利用の実績が伸びております。

次に、日中活動系についてですが、生活介護につきましては微増となっております。これは、特別支援学校からの聞き取りの中でも利用希望者が大変多く、ニーズの高いサービ

スとなっております。市としては、事業所開設を検討している社会福祉法人等へ、情報提供を中心としたバックアップを行っております。また、他種別の事業所開設の相談があった際には、法人等の考え方を聞いた上で、生活介護を併設した多機能型の事業所の開設をご検討していただくよう働きかけを行っているところでございます。

今後につきましても、引き続き相談支援事業者や特別支援学校などとも十分に連携を図りながら、ニーズの把握に努めていくとともに、今後の見通しを考えていきたいと考えております。

それから、就労移行支援につきましては、市外の民間企業が運営している事業所を利用するケースが少し増えていることと、あと、昨年度から就労アセスメントの実施もございまして、その実績も入っていることから、全体として利用者が増えている状況でございます。事業所の動向といたしましては、今年度市内に精神障害者を対象とした就労移行支援事業所が新たにオープンいたしました。ですので、今年度については、もう少し利用者が増えていくことが見込まれる状況でございます。

就労継続支援A型に関しましては、相談支援専門員の紹介で利用に結びつくケースが増えておりまして、利用者数が若干増えております。

また、就労継続支援B型につきましては、これは非常にニーズの高いサービスでございまして、毎年8%ずつ伸びている状況でございます。

また、療養介護につきましては、医療的ケアが必要な方で、病院において介護を受けるサービスでございますが、利用者がほぼ固定されている状況ですので、現状維持となっております。

最後に、短期入所についてですが、これは相談支援専門員の計画の作成ですとか、モニタリング等におけるアセスメントの中で利用に結びつくケースがふえておりまして、利用者数、サービス量がともに増えております。また、市の障害者センターにおける短期入所事業につきまして、予約方法等の改善を図った結果、利用率が向上したことも実績が伸びた理由の1つとなっております。

それから、居住系のサービスにつきましては、共同生活援助の利用者が増えております。精神障害者の方で、入院していた方が市外のグループホームに入居するケースが3件あったことなどが主な理由でございます。市内のグループホームの整備状況ですが、平成27年度末時点で19業所、定員が104名となっております。昨年度については、増床はございませんでしたが、今年度につきましては、市外の法人が運営するグループホームで5部屋、増床する予定がございます。そのほか、グループホームの開設準備の相談も受けておりますので、市としては公設公営の整備の予定はございませんが、事業所開設を検討している法人等へ、地域の状況ですとか、補助金制度に関する情報提供、コーディネート、そういったところに引き続き努めていきたいと考えております。

それから、施設入所支援。こちらにつきましては、新規、死亡がございましたが、最終的に1人減となっております。

相談支援につきましては、計画相談支援は、この後ご報告いたしますが、国分寺市におきましては、平成28年3月末で計画導入率100%を達成しているところでございます。ただ、各事業所におきまして、モニタリングの設定期間に関する考え方がある程度、整理

されて落ち着いてきたというところもございまして、モニタリングの頻度が全体的に減っているという傾向がございまして、昨年度と比べて、月当たりの件数としては減っている状況となっております。

最後に、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスについてです。児童発達支援につきましては、昨年10月に市の子どもの発達センターつくしんぼが、公設公営で新規で定員20名の事業所を開設したことや、早期療育という部分で、保護者の方も情報収集をされて、市内の事業所だけではなく、市外の事業所にも通われてサービスを受けている方が増えてきているといった理由によりまして、利用者数、サービス量が急激に増えております。

また、放課後等デイサービスにつきましては、市内においても事業所の数が増えておりまして、複数の事業所を利用するケース、また、1人当たりの利用日数も増える傾向にございまして、サービス量も増えている状況となっております。以上が障害福祉サービスの達成状況でございます。

続きまして、地域生活支援事業についてです。3ページをごらんください。こちらにつきましては、主要なところをピックアップして説明をさせていただきます。事業の説明につきましては、青色の計画の冊子ですね。51ページから53ページに掲載されておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

(1)の「理解促進啓発事業」についてですが、こちらは障害のある方が地域で安心して暮らすために、地域の方々の障害に対する理解を深めていくという事業になります。これは、地域移行を考える上でも、こういった理解促進という部分は非常に重要だと考えております。そういった観点から、障害者福祉を進める会と協力して、障害者週間行事として昨年度イベントを実施いたしました。今後もしろいろな工夫をしながら継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

「相談支援事業」につきましては、市の窓口、それから委託している地域活動支援センターI型の4カ所について、障害のある方や家族などのさまざまな相談に応じて、必要な情報の提供ですとか、障害福祉サービスを利用するための支援を実施しております。また、基幹相談支援センターにおいては、市内の相談支援事業所のバックアップとしての役割を担うとともに、地域移行を含めた困難ケースの対応、相談支援専門員のためのスキルアップのための研修などを実施しております。

4番の「成年後見制度利用支援事業」につきましては、障害のある人を保護する両親が高齢になったときなどに適切な人を後見人として選び、財産管理などを任せる成年後見制度の利用を支援するものでございますが、昨年度につきましては、精神障害の方について1件、実績がございました。親の高齢化等が進む中で、今年度についても相談が少しずつ増えている状況です。

それから、6番の「意思疎通支援事業」です。こちらについては、聴覚、視覚など、障害のために意思を伝え合うのが難しい人のために、必要に応じて手話通訳者ですとか、要約筆記者などを要請、派遣するものでございます。こちらについては、利用の件数が増えています。また、手話通訳者の設置事業についてなのですが、今年度4月から、市役所において手話通訳者を必要とする方々が各種申請や手続などの支援を行うため、月に4日、

手話通訳者を市役所に配置しております。

それから、7番の「日常生活用具給付事業」についてです。こちらについては、紙おむつとストマで9割以上になるのですが、申請に基づいて適切に給付を実施しております。

それから、9番の「移動支援」についてです。こちらについては、ほぼ横ばいの実績となっております。

それから、10番の「地域活動支援センター」については、相談の利用の延べ人数としては微増といったところです。日中活動の場としては、利用の延べ人数は微減となっております。

最後の、その他の事業のところですが、「日中一時支援事業」。これが、障害児者の日中における活動の場の確保と、家族、介護者の一時的なレスパイトの確保が目的の事業となります。知的障害のある児童の方については、放課後等デイサービスのほうへ利用が移行している傾向となっております。利用の人数がそういったところで減少している状況となっております。地域生活支援事業のほうは以上となります。

それから、4ページの障害福祉計画における成果目標の進行状況についてです。成果目標が3点ございまして、1つが入所施設から地域生活への移行というところ。それから2つ目が、地域生活支援拠点等の整備。それから、3点目が、一般就労への移行というものでございます。

まず1点目の、入所施設から地域生活への移行についてですが、成果指標として、地域生活のほうへ移行した人の数と、施設入所者数を設定しております。目標値としては、国の基本指針を踏まえまして、また、都の成果目標、それから市の実情を踏まえて設定しております。移行者については、平成25年度時点の施設入所者の12%以上が移行。つまり、平成29年度末までに9人、地域移行させるという目標値を設定しております。

また、施設入所者については、計画策定時の施設入所者数、82人を超えないことを目標値として設定しております。

昨年度の実績といたしましては、移行者については、平成26年度において3人の方が施設から地域生活のほうに移行した実績がございましたが、平成27年度につきましては、0人ございました。また、施設入所者については、平成26年度に地域移行した3人の方、それから、平成27年において新規・死亡等で出入りがあった関係で1人減っているということから、計4人減の78人となっております。平成27年度ではないのですが、平成26年度には3人が地域生活のほうに移行しているということと、施設入所者数が目標の82人から、すでに78人となっておりますので、進捗状況としては目標どおり進行しているのかなといったところでございます。

それから、地域移行を進めていく上で、地域の資源を増やしていく、基盤を整備していくということが重要になってきますが、その辺の障害福祉サービス等の提供体制の整備状況についてですが、平成25年度末と比べますと、グループホームについては横ばいなのですが、生活介護の定員数については、89人から96人。就労Bについては、107人から119人というふうに少しずつふえている状況でございます。ただ、これらのサービスについては、現在、在宅で生活されている方で、利用を希望されている方も数多くおり、将来的に不足が見込まれますので、市としては現在も相談が数件ございますが、事業所開

設、あるいは定員増を検討している法人への情報提供を中心としたバックアップを行っていきたいと考えております。

それから、2番目の「地域生活支援拠点の整備について」です。こちらにつきましては、国のほうで各地方公共団体に整備を求めているところでございます。機能としては相談、体験の機会の場合、それから、緊急時の受け入れ対応、専門性、地域の体制づくりといった5つの機能となります。そういった機能を満たす市のなかの拠点としての地域生活支援拠点を整備していくということが求められております。実績といたしましては、昨年度、障害者センターの指定管理者である社会福祉法人から、新しい事業所の整備を予定しているという連絡がありまして、その中で市としても具体的に支援拠点の整備に向けて検討に入っているところでございます。

それから、最後、3番目の「一般就労への移行について」です。こちらについては、成果指標として、福祉施設から一般就労への移行者数、それから、就労移行支援事業所の利用者数、それと、就労移行率3割以上の事業所の割合の3点を設定しております。一般就労への移行者数については、平成29年度に26人。就労移行支援事業所の移行者数は、平成29年度に43人。それから、移行率については、平成29年度に、半分以上の事業所が3割以上の移行率を達成しているといったところが目標となります。昨年度の実績といたしましては、福祉施設から一般就労への移行者数は10名となっております。それから、就労移行の利用者数としては29人。移行率3割以上を達成した事業所の割合としては0%といったところでございます。

全体の傾向としては、就労移行、就労継続支援の基盤整備、利用者数といったところは増加しているのですが、一般就労への移行へなかなかつながっていない状況、成果には結びついていない状況がございます。

こういったところを踏まえて、今後設置される予定の地域自立支援協議会の就労支援部会などで情報共有しながら、その中でサービス提供のあり方などについて検討してまいりたいと考えております。

平成27年度における国分寺市の障害福祉計画の実施状況については以上となります。

大塚会長：どうもありがとうございました。お言葉のように非常に多岐にわたり、情報量も多かったので、よく見ないと、というところがあるかもしれませんが。それぞれの説明のご質問、あるいはご意見というものを伺いたいと思います。

1つ目は、資料の4の、横長の障害者計画の実施状況ということで、これも事業については170項目、170事業ということで、非常に多岐にわたっていますけれども、全体あるいは重点目標ごとにやると非常にたくさんなので、全体としてでもよろしいのですけれども、ご質問やご意見があればどうぞ、お願いいたします。

阿部委員：教えていただきたいのですが、事業番号18番の「声の広報発行事業」というところで、市報のCDを視覚障害の方に届けている延べ人数が書かれているのですが、何名の方に届けているのかというのはわかりますでしょうか。

大塚会長：実績は12人ということでしょうか。わかりますか、何人か。

事務局：申し訳ありません。実人数で何人という正確なデータが今ご用意できないのですが、

20名前後だったと記憶しております。

阿部委員：ありがとうございます。視覚障害の方が市内にかなり、正確な人数はちょっと把握していないのですけれども、いる中で、20名の方にのみ広報されているというところですね。

視覚障害の方は、聴覚障害の方と同様、情報が入りにくい障害だということがあります。私どものほうでは対面朗読の事業をやっているのですけれども、実績がなかなか伸びないというところがあります。ただ、東京都視覚障害者協会に確認をして、この事業の必要性についても調査したのですけれども、かなり重要な事業だということがわかりました。

今、そういう方たちにきちんと情報を届けるために、対面朗読の事業も進めていきたいと思っておりますが、この事業の情報を視覚障害の方に届ける手だてがないものですから、市報のCDを届ける時に一緒に情報を盛り込んで事業の周知を図っていただけたらありがたいなと思います。

大塚会長：ご意見いただいてありがとうございます。よろしく申し上げます。ほかにはいかがでしょうか。

福島委員：私、先ほど説明を聞きまして、非常に事業が多くて驚いたのですけれども、いろいろな事業に関しまして、障害者にとって本当に有益な事業が行われているなと思っております。正直、こんなにあるのかということと、ほとんど知らなかったということがございます。もうちょっと情報提供体制の充実というところを何とかならないかというふうに、率直な感想として思いました。以上です。

大塚会長：事務局の一般論としてのそれぞれの事業であるとか、そういうことの広報であるとか、情報の周知はどうなっているのですか。

事務局：市がどういう施策をやっているかという情報を伝えるというのは、市側としてもなかなか苦労しているところでして、基本的なところであれば、事業を始めるタイミングで市報とかで周知をさせていただく。あとはホームページでの周知ですとか、あとはツイッターにも取組自体はさせていただいているのですけれども、なかなか市としても苦慮しているところですね。そのほとんどの事業をご存じないという、今、率直なご意見をいただいて、市としても、こういった形で周知できるかというのは、今一度課題として、もともと捉えてはおりますので、考えさせていただきたいなと考えております。

大塚会長：ありがとうございました。障害者計画の実施計画のような、こういう冊子は手に入るのですね。一般の障害者の方が、すぐこれを、どこでどういうふうに入力するかということを含めて、どういう事業があるかということは、これを見ればやっているということはわかると思うので。あることはあるのですよね。だから、それをどう障害のある方にアクセスできるかということ。

事務局：会長が今お話しした、実施計画というものについてもホームページには載ってはいるのですね。あとは、障害者手帳とかを申請されるときにお渡ししているもので、「障害者のしおり」という、国分寺市でやっている障害者施策を中心にご案内をしている冊子がございます。そちらをお渡ししているところです。先ほども少しご説明させていただいたのですが、今のしおりも少しわかりづらいというようなご意見もいただいてきたところですので、今年度、新しいものにつくりかえるような事業を進めておりまして、できたタイ

ミングでまた改めて周知を図りたいなと考えております。

大塚会長：市みずからが情報提供しているということもあるし、特に団体を通してと。それから相談支援ですよね。サービス事業であるとか、さまざまな情報提供の仕事としては、相談支援というのが、相談支援専門員の仕事があるわけですから、そういう人たちについてもかかわっていただけたら。総力戦という、総合的にやっていく必要があると。

事務局：「障害者のしおり」に関しましては、障害当事者の方へのご紹介という意味だけではなくて、関係機関ですとか、関係団体の方がご相談に来られた方に対して、市のいろいろな制度をご紹介する際に使える内容の「障害者のしおり」に今年度改訂していきたいと考えております。

大塚会長：お願いします。では、柴田委員，どうぞ。

柴田委員：実施計画でもそうですが、青い冊子の障害者計画の11ページに療育・教育についてというところがあります。その中の「実施状況」の4番目の黒丸に、特別支援教育として、特別支援学級，それから，通級指導学級，特別支援教室について述べています。

今、国分寺市では、特別支援教室の拡充という方向で進んでおります。それに関連する記述は、それは教育計画の中にはあるのしょうけれども、障害者計画にはそういうものが載っていないのですね。

学齢期は、大体教育を中心に進むわけですがけれども、しかし、幼児期から学齢期へ移ったときのさまざまな問題、また学齢期における放課後デイサービス等の利用との兼ね合いの問題、あるいは、学齢期の中でも小学校から中学校、中学校から高校へ、あるいは特別支援学校等への移行の問題、卒業時の福祉と教育との連携の問題等、教育をめぐる問題は、人生の中で非常に大きな問題をはらんでいると思うのですね。

これらについて、障害者計画では述べられていないようです。計画にないものを今後どうしていくのか、その辺がよくわからないのですけれども、計画の当初になかった問題であっても、取り上げていただくことが可能かどうかについてお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

大塚会長 自立支援協議会は、子ども部会だとか、療育部会だとか、発達とか、そういう想定はしていたのでしょうか。子どものことが出たので、教育との連携、福祉との連携だとか、一貫した支援だとか、そういうこともこれから検討課題になってくるという話ですよ。どう取り扱うかという。

事務局：地域自立支援協議会のほうでは、発足時は子ども部会とかいうものはないのですが、相談支援部会などで取り上げていくことは可能です。これらの具体的な地域の課題については、今後取り扱っていきたいというふうに考えています。

柴田委員 特別支援教室を、東京都としてはまず小学校で、次に中学校でも展開する予定と聞いています。都の特別支援教室の制度とは別に、国分寺市は独自で、普通学級における障害児への支援を今までも行ってこられた経過があります。

それらと新しい東京都の制度である特別支援教室との関係をどうするかとか、さまざまな問題があろうかと思うのです。今、教育も大きく変わりつつありますので、その辺は自立支援協議会の中でも検討していただくよう、お願いしたいと思います。

大塚会長 ありがとうございます。特に教育部局と福祉がどういうふうやっていくかという

ところがないと、もちろん障害福祉計画というべき全体ですから、特に教育部局との連携ですか。対策をよろしく願います。ほかには。

柴田委員：やはり教育に関することですけれども、特別支援学校に今、かなりの子どもさんたちが通っています。インクルーシブ教育という視点から見ると、地域の、本来そのお子さんが所属する小学校、中学校の普通児との交流というのはとても大事だろうと思います。

復籍制度によって交流が進められているのですが、その交流率は今、非常に低いのですね。20数%という話を聞いています。中には子どもさん同士がふれ合う機会はなく、間接的な交流にとどまっているということもありまして、改めてインクルーシブ教育をどう進めるのかということ、考えなければいけないと思うのですね。そういうことを含めて検討いただければと思います。

大塚会長：ありがとうございます。特にないですか。

事務局：私のほうからよろしいでしょうか。今、学校指導課のほうで特別支援教育の委員会が開かれておりまして、見直しの議論をしております。その結果が出て、それを見ながら、今おっしゃった部分を含めて考えていきたいと思います。

大塚会長：ありがとうございます。よろしいですか。

土屋委員：済みません、実際に小中高を卒業された後に、行き場を失った子どもたちが引きこもってしまっている状況がどれぐらい国分寺ではあるのかという統計はわかりますか。

大塚会長：障害ということですかね。

土屋委員：そうですね。

大塚会長：それとも、一般の子ども。

土屋委員：一般の子どももそうですし、特に障害。

大塚会長：どうですか。全国調査というのではないよね。

事務局：今、数字は持ち合わせていないのですけれども、今、かつてに比べ、いろいろなサービス、使えるサービスがたくさんふえてきておりますし、先ほどご説明があったように、日中活動系のサービスもふえてきておりますので、そんなにたくさんいるという認識は、我々は持ってはいないです。

土屋委員：ありがとうございます。

大塚会長：全国的には、放課後等デイサービスでいいかどうかあるのだけれども、不登校児対象でその人たちの支援をしている。それは福祉がやるべきことかどうか、ちょっと私も疑問があるのですけれども、そういう放課後等デイで特色を持ってやっているところがあります。

土屋委員：済みません、例えば、特別支援学校も小中高とあると思うのですが、その子たちが卒業した後、では、その子たちは実際何をしているのだろう。本当にその後の進路みたいなものが、決められたところにちゃんと行けているのかということが、把握できるのかどうかというのが、ちょっと心配なところです。

事務局：まさに義務教育を終えて、その子たちが、例えば引きこもりとかいうところというのは、市として課題認識を持ち、子ども若者支援法でしたか。確かそんな名称だと思うのですけれども、それができたときに、福祉と教育、その他関係機関がやっぱり連携しなければいけないということで、おととしぐらいから市内の9課ぐらいが連携をして、そこを議

論しました。

その結果として、平成 27 年度から子ども若者計画課という若者の支援をしていくという部署をつくって、いろいろな課がかかわるのですけれども、そういう調整をする課をつくったという経過がございます。そこは非常に認識を持っているのですけれども、学校は、卒業してしまうと、その情報が、例えば、障害福祉課とか、そういうところにうまくつながらない、庁内の中でうまく連携しないという課題がやはりございます。

やはりその人のそのお子さんが生まれてからずっと大人になっていくまでの情報をきちんと引き継ぎながら、行政としても把握していかなければならない。そういった必要があるということは非常に認識しております。やっぱり一番情報を持っているのは義務教育のところではないですか。そこの連携の必要性というのは感じています。今、何をというわけではないですけれども、そういう組織をつくり、各関係課と連携し、課題として認識している。そういう状況でございます。

大塚会長：中西委員はいかがですか。大丈夫ですか。

中西委員：ちょっと基本的なことをお伺いしたいのですが、例えば、事業番号の45番で、実績値が中断となっている、その中断というのはどういうことなのかというのがちょっと伺いたかったのですが。中断となっていて、進捗は目標どおりに進行しているというのが、ほかのところにも出てきたかなと思うのですが、これはどういうことなのかというのをちょっと教えていただければと思います。

事務局：45番のところですね。個別支援システムの構築というようなところなのですが、これは今のこのお示ししている計画の1つ前の計画の時点から事業として掲載されているものになりまして、かつて検討されていたというところになるのですけれども、現時点のところではいきますと、今、計画相談というものが入ってきて、基本的には、子どもから大人になるタイミングで、障害児と者の入れかわりのタイミングでは、関係者会議というようなものが行われるようになってきています。

なので、このときに目指していたものというのは、そういうものがなかったときのお話でございます。連携をとらなければいけないね、そういうシステムを構築しましょうということで載っていたものなのですけれども、今は別の側面、計画相談というところの仕組みの中で関係者がそのネットワークをつくって連携を図っていくことができるようになってきているというところがありましたので、そのタイミングでもう中断という形になって、その機能としては、もう現実はある程度、果たせるようになってきているという意味で、目標どおり進捗しているという形にさせていただいたというものになります。

大塚会長：説明が必要ですね。もう少し何か。この中断と継続という言葉が並んでいるのは。

阿部委員：今の個別の支援システムの構築というところに関してなのですけれども、先ほど土屋委員がおっしゃっていたこととも関連して、連携は、福祉サービスを利用している人に限っては計画相談が行うこととなります。しかし、実際、武蔵台学園からの卒業生の中で、学校卒業から引きこもりの生活をしてしまっているという方たちの相談を受けた場合、サービスを使える段階にはないということになると、私どもの地域活動支援センターでは総合相談で受けています。

武蔵台の先生が卒業に向けて、心配がある児童・生徒については、引き継ぎということ

でコーディネーターの先生が障害福祉課のほうに情報提供したり、地域活動支援センターのほうにも情報提供がありますが、全ての方ではないので、そこら辺漏れがあって、実際、引きこもりになっている方とかもいらっしゃいます。計画相談があるから、このシステムが完全に保障されているわけではないと思っています。

大塚会長：ありがとうございます。相談を、計画だけではなくて、広い相談のほうですよ。計画だけではなくて、相談も含めて考えていくことかなとは思っておりますけれども。それでは、いいですか。次の3の。

奥澤アドバイザー：済みません、少しだけ。よろしいですね、意見を述べる自体は。

大塚会長：どうぞ、大丈夫です。

奥澤アドバイザー：2点だけです。福島委員のおっしゃっていたことともかぶるのですけれども、パッと見て難し過ぎるというか、何かもうちょっとシンプルだといいなというのが、本当に率直な感想です。特に、障害福祉計画のほうなどは、成果目標もはっきり定めていらっしゃる割には、年度ごとでの格差とかギャップみたいなところはあまり、では、次年度どう生かす、みたいなところがされてなかったりもするし、森は見えるのだけれども、木が見えていなかったりするのかなとかいうのがあるので、もし自分で考えるのでしたら、もうちょっとニーズをちゃんと捉えるというか、どうしてこんなにニーズが捉えられないのかみたいなところから考えていったほうがいいのかないかなというのが、率直に感じたところです。

地活センター等々で仕事をしていきますと、いろいろなそういう、先ほど阿部委員がおっしゃっていたような、グレーゾーンの相談とかも来たりはするのですけれども、意外にそれが次につながらなかつたりというのが結構頻発していて、反省も多々あったりなのですが、その反省を次回に生かしていかつたりというようなところもあつたりするので、本当はそこら辺からかかっていたほうが本当は早いのかなと。この先、さまざまな福祉計画がより大きくなっていて、さらにその中の一部になっていくのです。そうであれば、なおのこともっともっとシンプルに考えていかないと、おそらく自分たちで収集がつかなくなるのではないかと率直に感じたところです。感想がほとんどですが、以上でございます。

大塚会長：時間の都合でもう1つのほうの障害福祉計画のほうに入っていただけだと思います。平成27年度の、今、実績報告で、それから、成果目標の進行状況、一番最後、4ページのところが評価としては肝かなと思っておりますけれども。障害福祉計画のほうでご質問、柴田委員、どうぞ。

柴田委員：この間、手をつなぐ親の会で会員にアンケートをとりました。グループホームについて、1年以内に利用したいという方が23家庭、5年以内に利用したいという方だと45家庭もあったのですね。特に親御さんが高齢になっている世帯は、考えがなかなかまとまらないというような状態がありますので、実際にはもっと希望がふえていく可能性があると思います。

また、これは会員だけの調査で、会員外の方もいらっしゃいますので、そういうことを考えると、この計画のもともとのサービス見込み量の数値が、非常に低かったという部分が多いですね。

だから、計画をつくったときの見込み量と、その実績の比較だけでは、評価としては足りないのではないかと思います。新しくわかってきたニーズに対して、この見込み量を補正するようなことが必要ではないかなというふうに思います。

それと、今度は先ほどの話にありました、学校を卒業した後の生活介護事業とか、あるいは就労継続支援B型事業についても、市内に場がないため、非常に不安に思っているという声があります。実際には、市内に見つからないので、他の市のサービスを利用するという方がかなりふえてきています。そういうところについても、やはりサービス見込み量の目標設定自体が低かったと思います。この計画の評価の仕方について、目標に対してどうかという視点だけではなくて、本当に現在あるニーズとの関係でどうなのかという視点の評価が必要ではないかと思います。

大塚会長：その場合、育成会のグループホームへの希望、23家庭と45家庭、全体の数というのは、何家庭のうちの23家庭ですか。

柴田委員：会員数が140人ぐらいです。

大塚会長：140のうちの。

柴田委員：23、そうですね。

大塚会長：計画のつくり方も、私もかかわりましたけれども、それから、その補正の問題、ニーズそのものを捉えるときにどうするかというのがあるかもしれませんが、事務局から。

事務局：ニーズをどう把握していくかというところは、やはり市としてもいろいろ考えていかなければいけないと感じているところです。次期計画のニーズ調査なども、これから準備していくことになりまして、また、親の会さんのほうからご提供いただいたグループホームの入居希望の調査結果とかもございます。また、普段の業務の中で、サービスの支給を決定する中で、サービス等利用計画がございますので、そういった中で見えてくるニーズなんかもあります。

また、特別支援学校との連携も今やっておりますので、特別支援学校の生徒さんがどういったご希望の状況なのかといったところも、特別支援学校の先生と連絡をとりながら、今やっておりますので、いろいろな方法でニーズを把握して、そこをどうまとめ上げていくかといったところは、今後、市として検討していきたいなというふうに考えています。

大塚会長：まずニーズ把握をもう少し、それぞれの計画の前にはアンケート調査等やりながら把握するわけですが、その途中の時点においても、新しいニーズを含めて把握することをできるだけすると。それから、それに相応して計画の修正というのをPDCAサイクルでやりと書いてあるわけだから、そういうことになっていくのだと思っています。

ただ、ニーズに全部応えるわけではないのでね。私は別に行政の立場を擁護するわけではないけれども、予算を伴うことなので、予算獲得も含めて市全体としてやる。国分寺市がその予算を、市民が全部出すということの合意のもとでやることなので、それによって進めてサービスが整う。でも、少しずつその整備というのはしていかなければだめですね。その辺をどうしていくかということだと思っています。

あと、ほかにはいかがですか。どうぞ、中西委員。

中西委員：今のニーズのお話と若干かかわるかなと思うのですが、やはり親御さんが高齢化し

てきて、今まで親御さんがなさっていたことがなかなかできなくなってくるという中でのいろいろなサービス、そういったご家庭でご本人に対してそのサービスを導入することで、ご本人も、それから親御さんもきちんと生活ができていくようになるというケースは非常に多いのかなと。

私も、40代の知的障害の方の後見人をしていて、お母様がもう80歳近いという状況で、やはりそういう親御さんは、なかなか自分ができなくなっていって、それに対してどういったサービスが利用できるのかということをおっしゃらないし、相談の担当の方に質問もなさらないので、結局、サービスが増えていかないという中で、こちらで、いや、もうそれは頼めるのではないのかどうか、聞いてみようかということでサービスの支給につながるというようなケースがありますので、そのあたり、今後、親御さんの高齢化に伴ういろいろな必要性というのは高くなっていくのかなと思っていて、そこを見込みの中で見込んでおられるのかどうかということは、重要なことなのではないかと感じております。

それとかかわりますが、その成年後見制度の利用支援事業も、昨年度の実績が1ということで、そのあたりも実際のニーズとその実績とのあたりがどうなのかなというのが、若干、ご相談などは多くて、なかなか実施にはつながりにくい部分なのかなとは思っていますが、本当に必要とされている方はもうちょっといらっしゃるのではないかなというふうには思います。

大塚会長：ありがとうございます。

事務局：その老障のご家庭の問題というのは、ここ最近いろいろ市のほうにも情報が入ってきておりますので、それになかなか対応しきれていない状況もありますので、それは課題だと思えます。今度、地域自立支援協議会の専門部会もできますので、そちらで地域の関係者の方に集まっていただいて、いろいろな角度からご議論いただいて、どういった取組をしていけば、少しよくなっていくのかという、方向性をその中で見出していければなと考えています。

事務局：よろしいですか。

大塚会長：どうぞ。

事務局：成年後見の数については、市長申し立てをした数だけですので、1名ということになっておりますけれども、本人申し立て、もしくはご家族による申し立てについては他にもございます。市のほうで全ての数は把握しておりません。知的障害者の方、精神障害者の方、ご家族に対して、社協にお願いをして、講演等を通じて、成年後見制度周知を図っています。

親御さんの側にも、本当に成年後見をつけて大丈夫なのかという不安や、どんなメリットがあるかというのがまだわからなかったり、制度自体が知られていない部分もありますので、広報の活動などもあわせてやっております。

大塚会長：副会長さんはどうですか。何かご意見はありますか。

藤田副会長：障害者の地域生活ということで、今、子どものこと、小中高、出口の問題、それと、今、後見人とかそういうのは、僕も、親亡き後のこととかいろいろあるのですが、地域の中でそれが一体的になっていくのが一番、つながっていくのが一番いいと思いつつ、

そんないい国分寺市になっていけばいいなというのがまず1つ。

あと、私の関連のところていくと、やっぱり小中高、高校卒業後の就職というところの入り口の問題、ニートの問題、引きこもりとかいうのは、就労支援センターでも結構そういう福祉サービスにつながっていない人が相談に来たりというのもあって、その辺の実態把握というのは、ここで言うと就労支援センターの登録者数が平成27年度は226人というけれども、これは数字に出てくる登録者数なので、市内の中で潜在化している人たちが結構、生きづらさを持った人たちも結構いるのだろうなというのがあって、本来はその人たちにどう寄り添って支援に当たっていくかというのが、大きなヒントというか、それができれば、ほかの支援も十分できてくるということにつながってくると思うのですけれども。

そういう意味で就労支援センターが、気になるところとしては、平成30年の雇用促進法の改正も含めて、精神の方の企業での雇用義務化というのかな。もう既にカウントはされていますけれども、そういう意味での相談件数はふえてきて、今回、国分寺市内の就労移行支援事業所も新規に8月1日にオープンしたということで、これで市内には2カ所ということで、ますます就職に向けての取組が、今まで市外ばかりだったので、1つ市内にできてよかったのかなという印象を持っています。

改めてこの計画の中で就労にかかわるところでは、重点事業5の「障害のある人の就労の場の拡大に向けた取組」の21ページ、まさしく134から改めて見ていたのですけれども、152まで、全部、就労にかかわることと、優先調達推進法とか、本当にこのあたりを、大人と子供のところで皆さんと十分議論できていい支援ができていけば、またいいヒントになっていくのかなと今考えながら思っていました。

大塚会長：ありがとうございました。それでは、ちょっと時間も差し迫って、時間どおり終わりたいと思いますので、質問等、ご意見があれば、また事務局のほうに。

事務局：そうですね。このお時間だけではなかなかご意見も伺えないところですので、改めてお持ち帰りいただいて、資料とかお読みいただいて、疑問点とか質問、ご意見がございましたら、障害福祉課へメールなどで送っていただければ、確認をさせていただきます。次回の会議は、先ほど説明したように、12月20日を予定してございますので、次回のときに一定まとめたものをお示ししたいと考えております。アドレスについては、後で私の名刺をお渡しするのでご覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

【報告事項】

【（1）計画相談支援等の実施状況について】

大塚会長：それでは、次第の報告事項ということで、5分でお願いします。

事務局：報告事項です。平成27年度、市における計画相談支援の実施状況について簡単にご報告させていただきます。資料3をご覧ください。計画相談の導入率の表になります。

国分寺市におきましては、一番下のところなのですが、総合支援法と児童福祉法、それぞれ達成率としては100%となっております。計画の全件導入というところで、相談支援専門員の方は本当はかなり頑張っていたいて、ここまでもってこられたということで、市としても感謝しているところでございますが、今も相談支援専門員さんは短期間で膨大

な計画の作成に追われている状況でございますので、相談支援事業者の拡充というところも課題になってきます。

市としては、相談支援専門員の人材確保ですとか、報酬単価の引き上げといったところを国に働きかけるよう、都のほうに要望してまいりたいと考えています。

また、計画相談支援の標準化、質の向上といったところも課題となってきますので、そのところは今、基幹相談支援センターのほうでスキルアップの研修を実施していただいているところなのですが、市のほうとしても、これは今年度の重点目標としておりますので、来週の水曜日、大塚会長をお招きして、相談支援専門員向けのケアマネジメント研修会を開催する予定となっております。以上でございます。

【平成 28 年度の開催スケジュールについて】

大塚会長：では、次第の最後で、平成 28 年度の開催とこれからの予定等について、事務局お願いいたします。

事務局：事務局でございます。平成 28 年度の開催スケジュールにつきまして、資料 7 をご覧ください。第 2 回でございますが、平成 28 年 12 月 20 日火曜日、午後 6 時半から 8 時半まで。会場は国分寺市役所書庫棟会議室でございます。第 3 回につきましては、平成 29 年 2 月上旬を予定しております。以上でございます。

【閉会】

大塚会長：ありがとうございます。それでは、皆様のご協力のもとでちょうど時間ということで終わります。きょうは第 1 回の国分寺市障害者施策推進協議会ということで、皆様から活発な意見をいただき、計画の評価ということで、本格的にやっていきたいと思っておりますので、きょうは本当にお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございました。本当に感謝いたします。ありがとうございました。

——了——